

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

徳島国民年金 事案599

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から同年8月まで

国民年金制度開始以後、満60歳になるまで、国民年金保険料は全て納付した。婦人会の集金担当者に、妻の保険料と一緒に納付していたので、未納期間があることに納得がいかない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間である上、申立人は、国民年金制度開始以後の国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料を全て納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間を含む国民年金保険料については、妻と一緒に納付したと主張しているところ、A市区町村が保管する国民年金保険料集金簿（B地区分）について、申立期間直前の昭和60年度及び61年度の納付状況等を確認したところ、申立人と申立人の妻は、保険料を全て同一日に納付していることが確認できるとともに、オンライン記録等において、申立人の妻は、申立期間を含む国民年金加入期間について保険料を全て納付していることが確認できる。

さらに、申立期間の前後を通じて、申立人の住所や職業等生活状況に大きな変化は認められず、申立人の申立期間の保険料のみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案600

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から55年3月まで

21歳か22歳の頃、自宅の店舗に来ていたA市区町村役場職員を通じて、私が自宅において、自身の国民年金の加入手続を行った。

後日、自宅に来てくれた役場職員に20歳からの未納保険料を一括で現金で支払った。

申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間以後の国民年金加入期間について保険料を全て納付しており、申立人の納付意識は高いものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録における申立人の前後の番号の国民年金被保険者の資格取得日等から判断し、A市区町村において昭和57年4月以降に払い出されたと推認され、i) 当該時点において、申立期間のうち、55年1月から同年3月までの期間の保険料については過年度納付することが可能であったこと、ii) オンライン記録等から判断し、申立人は、申立期間直後の昭和55年度の保険料について過年度納付していることが推認できることなどから判断すると、申立期間のうち、55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたとしても不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和54年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される57年4月以降において時効により納付することができな

い上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島厚生年金 事案612

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記期間における申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から同年3月まで

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額より低い記録となっていることに納得できない。調査の上、申立期間の標準報酬月額を実際に控除された保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者資格取得時決定により、41万円と記録されていたところ、平成7年4月24日付けで同年1月30日に遡って15万円に減額訂正されたことが確認できる。

また、オンライン記録によると申立人以外で平成7年1月から同年3月までの期間において、厚生年金保険被保険者の資格を取得した18人のうち、13人については、申立人と同様に、同年4月24日付けで標準報酬月額が資格取得日に遡って15万円に減額訂正されたことが確認できる。

一方、申立期間当時、社会保険及び給与事務の担当者であったとする従業員は、「経営コンサルタント（商業登記簿によるとA事業所の監査役）の指示で、会社の負担する社会保険料を軽減させるため、平成7年4月付けで役員を除く大半の従業員の標準報酬月額を15万円に引き下げることになった。同年4月付けで随時改定できない従業員（申立人及び自身を含む。）

については、資格取得日に遡って標準報酬月額を訂正することになった。」と供述している。

また、当該担当者は「当該従業員については、当初、訂正前の標準報酬月額に見合う保険料を控除していたが、遡及訂正に伴い生じた保険料の差額は、還付又は翌月以降の保険料に充当されることは無かった。」と供述している。

さらに、申立人と同様に標準報酬月額を資格取得日に遡って減額訂正された複数の者は、「標準報酬月額を遡って減額訂正されたことにより、差額保険料の還付又は翌月以降の保険料への充当について、会社から説明を受けた記憶は無い。保険料の返還等を受けた記憶は無い。」とそれぞれ供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、標準報酬月額 41 万円に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）へ当初に届け出た 41 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、前述の社会保険及び給与事務の担当者であったとする従業員の供述から判断すると、事業主が標準報酬月額の減額訂正に係る届出を行ったことが認められ、その結果、社会保険事務所は、減額訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

徳島厚生年金 事案613

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成元年7月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年11月及び同年12月
② 平成元年6月30日から同年7月1日まで

申立期間①について、B事業所に勤務していた期間のうち昭和48年11月及び同年12月について、標準報酬月額が実際の給与支給額に見合う標準報酬月額より低く記録されている。実際の給与支給額に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②について、A事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成元年6月30日と記録されているが、同年6月30日までの期間において勤務しており、同年6月分の給与を満額支給されているので、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同年7月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A事業所に係る商業登記簿において、申立人が平成元年6月30日付けで取締役を退任していることが確認できる上、申立人から提出のあった給与支給明細書及び退職慰労金支払明細書において、同年6月の厚生年金保険料の控除が確認できることから判断すると、申立人が申立期間②においてA事業所に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の平成元年5月のA事業所に係るオンライン記録から47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時、会計業務を担当し総務部長をしていたとする役員は、「申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って、平成元年6月30日として届け出たと思う。」と回答している上、事業主が資格喪失日を同年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、オンライン記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

申立人から提出された給与支給明細表において、申立期間①の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できるものの、当該期間の厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①についてその主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

徳島国民年金 事案601

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から50年3月まで
私の国民年金については、私の母親が加入手続や保険料の納付をしてくれたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。
調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

被保険者台帳管理簿等において、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年2月15日以降に払い出されたものと推認され、当該時点において、申立期間のうち、44年3月から47年12月までの期間の国民年金保険料は、特例納付によるほかは、時効により国民年金保険料を納付することができなかった期間である上、申立期間のうち、48年1月以降の保険料について過年度納付等により納付することは可能であったものの、申立人からこれらの納付をうかがわせる具体的供述は得られず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

また、A市区町村は、申立期間のうち、昭和45年度以降の国民年金保険料徴収原簿を保管しており、同徴収原簿を確認したところ、i) 45年度から48年度までの徴収原簿に申立人の氏名等は確認できないこと、ii) 49年度の徴収原簿に申立人の氏名は確認できるが、保険料納付を示す領収印は確認できず、不自然に記録訂正された形跡も確認できないこと、iii) 被保険者台帳管理簿において、申立人の国民年金手帳記号番号と連番により国民年金加入手続が行われたことが確認できる申立人の弟は、「自分の国民年金の加入手続、保険料納付は、全て母親が行ってくれたと思う。兄の国民年金に関することは、何も分からない。」と供述しているところ、前述の徴収原簿において、申立人同様の記録となっていることを踏まえると、申立人の母親は、申立期間直後の50年4月から納付を始めたものと考えら

れる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は既に死亡していることから、申立人に係る国民年金加入手続が行われた時期、保険料の納付状況等が不明であるなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案602

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から58年9月まで

私の国民年金の記録において、昭和54年4月から58年9月までの期間が未納となっている。当時の加入手続や保険料の納付のことは忘れてしまったが、昭和57年当時の確定申告書の写しが出てきて、それを見ると、国民年金保険料を納付したと思われる形跡があるので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年分の確定申告書の写しにおいて、国民年金に係る支払保険料の記述があることから、申立期間の国民年金保険料を納付していたと思われると主張しているものの、申立人の57年分の確定申告書の写しと同一人の税理士が作成したとする申立人の父親及び母親に係る57年分の確定申告書の写しについては、A市区町村が保管する申立人の父親及び母親の国民年金被保険者名簿において確認できる国民年金保険料の納付額と各確定申告書の写しの支払保険料額が符合しないことから、申立人の57年分の確定申告書の写しについても、領収書等の確認の下に作成されていなかったことがうかがえる。

また、A市区町村が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年11月28日に払い出されたものと推認でき、当該時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いことから、申立期間はその当時、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続に係る記憶は曖昧であり、申立人

は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母親も高齢であることから供述を得ることができず、保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案603

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から58年3月まで

国民年金は、20歳から納付を開始し、兄の保険料と合わせて地区の実行組合の集金人に毎月納付してきた。義理の姉が嫁いできてからは、義理の姉の保険料も合わせて納付してきたはずなのに、私だけ未納とされていることに納得がいかない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号を持つ被保険者の資格取得状況などから判断すると、昭和58年1月26日以降にA市区町村において払い出されたものと推認でき、当該時点においては、申立期間のうち、49年3月から55年9月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、上記の国民年金手帳記号番号の払出しの時点において、申立期間のうち、昭和55年10月以降の期間は、過年度納付等が可能であるが、申立人から過年度納付等をうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立期間は108月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤るとは考え難い上、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月1日から31年7月1日まで
私は、A事業所を一旦退職した後、申立期間において、同社で2度目となる勤務をした。当時、厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、被保険者記録が無いことに納得できない。
調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚等10人（申立人が記憶する同僚を含む。）から供述が得られたが、i）このうちの9人については、申立人のことを記憶していない、又は申立人のことは知っているが、申立事業所で共に勤務した記憶は無いと供述していること、ii）残りの一人（申立人が記憶する同僚のB氏）は、申立人のことは記憶しているものの、「私は、申立期間以前にA事業所において申立人と一緒に勤務したことがある。しかし、私は、申立期間当時、別の事業所で勤務しており、申立人が再度、A事業所に就職したことも知らない。」と供述しているところ、申立事業所とは別の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、同氏に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できることなど、申立人が、申立期間当時、申立事業所に勤務していたことをうかがわせる供述等は得られない。

また、申立事業所は既に解散しており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険への加入状況、給与からの保険料控除等を確認できる関連資料や供述は得られない。

さらに、申立人が当時の同僚として挙げた複数の者について、オンライン記録及び申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において

氏名等が確認できないことなどから判断すると、申立期間当時、申立事業所では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、申立事業所に係る前述の被保険者名簿において、申立期間を含む昭和30年11月26日から31年9月26日までの期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者の中に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案615

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月1日から39年6月1日まで
② 昭和43年9月1日から45年5月1日まで

申立期間①については、A事業所B支店において、申立期間②については、C事業所D支店又は同社E支店において営業職員として勤務した。両申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A事業所は、「当社はF関係の会社であり、店舗を構えての営業は行わないことから、間借りした一部屋を当社支店(支店登記無し)として営業活動することもあった。当社各支店の統廃合を繰返し、現在に至っていることから当時の資料も残っておらず、当時の状況は不明である。外交員の販売員は入退社が頻繁なこともあり、当時の名簿等は一切保管されていない。申立人については、昭和38年頃に作成されたと思われる社内在籍簿において、39年6月1日から記録が始まっているが、記録内容からすると同年6月以前の期間においては、雇用契約していた営業員としての勤務ではなく、社会保険に加入させない外交員として勤務していたものと思われる。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料等は得られない。

さらに、事業所名簿において、申立人が勤務していたとするA事業所B支店は、厚生年金保険の適用事業所に該当していたことは確認できないことから、同社B支店を統括していたと推認されるA事業所G支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時に厚

生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚へ照会を行ったが、複数の者は、「営業職員は厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と回答するなど、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

加えて、A事業所G支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、健康保険番号*番（資格取得日は昭和38年1月17日）から健康保険番号*番（申立人の1番前の番号）までの記録に申立人の氏名は無い。

- 2 申立期間②について、複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がC事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C事業所は既に解散しており、申立人の雇用形態等を明らかにすることができず、ほかに申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②当時厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したところ、20人から回答があったものの、申立期間②において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述等は得られない上、8人は、「当時、外勤の営業職員は厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しており、うち3人は、「申立人は、厚生年金保険に加入しない外勤の営業職員（歩合外務員）であった。」と供述している。

さらに、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、健康保険番号*番（資格取得日は昭和43年7月1日）から健康保険番号*番（申立人の1番前の番号）までの記録に申立人の氏名は無い。

なお、事業所名簿において、申立人が勤務していたとするC事業所D支店又は同社E支店については、同社各支店名で厚生年金保険の適用事業所に該当していたことは確認できない。

- 3 このほか、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。